

## 事前評価について

### (1) 事前評価の目的

公共事業の着手前の段階において、事業着手の妥当性や優先度を明確にする観点から、事業の重要度や事業の投資効果（費用対効果）による評価を行うものです。

### (2) 評価の対象

新規に事業化しようとする公共事業で、全体事業費が基準額以上（環境森林部 2 億円、農政水産部及び県土整備部 5 億円）のものが対象となります。（災害復旧事業、維持管理に係る事業は除く）

### (3) 評価の方法

事業の重要度

事業箇所ごとに客観的な評価指標（上位計画との関連性や環境への影響など）に基づいて点数化し、事業実施の整備優先度を数値的に判断します。

#### 整備優先度判定

重要度に関する評価の総合点	整備優先度	箇所整備方針
80点以上		優先的に整備を実施
79点～60点		計画的に順次整備を実施
60点未満		整備手法の検討

事業の効率

事業から得られる効果（B）と事業に要する費用（C）の比率（B/C）から評価します。（原則としてB/C 1.0の箇所）

### (4) 事業実施箇所の決定

評価結果や予算上の制約に関する総合的な検討を行った上で、新しく公共工事を行う箇所を決定します。

また、全体事業費が10億円以上の大規模な事業等については、第三者による宮崎県公共事業評価委員会に諮問することとしています。

